

労働局に「医療・介護・保育」求人者向け 特別相談窓口』が 設置されました。

昨今、人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野において、職業紹介事業者を利用した際に職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースが発生していることから、厚生労働省職業安定局需給調整事業課長・雇用政策課民間人材サービス推進室長連名で、次の点について要請と周知依頼がございました。

職業紹介事業者の皆様には、趣旨をご理解いただき適正な運営にご配慮願います。

- 1 別添リーフレットの内容を踏まえ、職業紹介事業の適正な運営に努めること
- 2 2月1日付けで各都道府県労働局に特別相談窓口が設置されたこと
[厚生労働省報道発表『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』を設置しました』](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30703.html

- 3 「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度」の認定取得の検討

添付ファイル

- 1 [厚生労働省要請・周知依頼文](#)
- 2 [リーフレット「職業紹介事業運営のルールを守りましょう！」](#)

2023年2月1日